

地価調査について

- 1 目 的** 国土利用計画法施行令第9条にもとづき、知事が毎年7月1日における標準価格を判定するものである。土地取引規制に際しての価格審査や地方公共団体等による買収価格の算定の規準となることにより、適正な地価の形成を図ることを目的としている。

2 調査内容

(1) 調査区域	県下27市町村（全市町村）																					
(2) 基準日	毎年7月1日																					
(3) 基準地数	276 地点																					
内 訳	<table> <tr> <td>住宅地</td> <td>189</td> <td>地点</td> </tr> <tr> <td>宅地見込地</td> <td>10</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>商業地</td> <td>46</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>準工業地</td> <td>2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>工業地</td> <td>12</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>調区内宅地</td> <td>8</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>林地</td> <td>9</td> <td>〃</td> </tr> </table>	住宅地	189	地点	宅地見込地	10	〃	商業地	46	〃	準工業地	2	〃	工業地	12	〃	調区内宅地	8	〃	林地	9	〃
住宅地	189	地点																				
宅地見込地	10	〃																				
商業地	46	〃																				
準工業地	2	〃																				
工業地	12	〃																				
調区内宅地	8	〃																				
林地	9	〃																				

- 3 価格判定** 鑑定評価員（不動産鑑定士23名）の評価結果について、地価調査委員会の意見を求めた上で、基準地の価格を判定する。

※なお、地価調査は、鑑定評価員が周辺地域の土地取引に伴う実勢価格や景気動向等を参考にしつつ、7月1日時点の基準地点の価格を判定する時点調査であり、今後の地価動向や推計値を導き出すための調査手法は用いていない。

- 4 公表時期** 毎年9月下旬（9月20日前後）